

# EU AI Act AI Omnibus 暫定合意と日本企業への影響

ChatGPT-5.5

## Executive Summary

2026年5月7日、EUの理事会と欧州議会は、AI Actの一部実装を簡素化するいわゆる「AI Omnibus（正式には Digital Omnibus on AI）」について暫定合意に達しました。今回の合意は、AI Actの基本構造を崩すものではなく、**高リスク AI の適用時期を後ろ倒ししつつ、性的ディープフェイクや CSAM への規制は強化し、製品安全法との重複を減らし、AI Office の監督権限を整理・強化する**という性格が強いです。理事会は「stand-alone の高リスク AI は 2027 年 12 月 2 日、製品組込み型の高リスク AI は 2028 年 8 月 2 日」とする固定日付、EU データベース登録義務の復活、厳格必要性（strict necessity）基準の復活、サンドボックス期限の後ろ倒し、人工生成コンテンツ透明性対応の 2026 年 12 月 2 日への延期などを明示しています。委員会も同趣旨を確認しています。[1]

もっとも、これはまだ**暫定合意**です。理事会の 7 May 公表文書は、今後の正式承認、法文言精査（legal/linguistic revision）、正式採択が必要だとし、委員会は官報掲載後 3 日で発効すると説明しています。そのため、日本企業の実務は「緩和されたらラッキー」と考えるのではなく、**正式採択までは現行 AI Act のスケジュールを捨てずに準備を継続し、官報掲載後に新日付へ切り替える**という二段構えが合理的です。これは 5 月 8 日以降の法律事務所解説でも共通の実務メッセージです。[2]

日本企業にとって最大の意味は、**規制の撤回ではなく、優先順位の再配列**です。生成 AI・メディア・広告・SaaS 事業者には、AI 生成コンテンツのマーキングや新禁止条項への対応という **2026 年 12 月 2 日**の早い締切が見えています。一方、製造業、医療機器、モビリティ、産業機械などの**製品組込み AI**には、製品安全法との重複調整を伴う **2028 年 8 月 2 日**までの準備猶予が与えられる方向です。ただし、AI Act の域外適用や高リスク・GPAI・透明性の基本設計そのものは維持され

ており、EU 向け製品・サービスを提供する日本企業の適用可能性は依然として高いままです。[3]

経営判断としては、短期では「生成 AI 透明性」「禁止コンテンツ対策」「AI 在庫と役割整理」、中期では「Annex III 高リスク対応」、長期では「Annex I 製品安全統合」を軸に、法務・プロダクト・セキュリティ・品質保証・調達・営業が同じ台帳で動く体制へ移行するのが最優先です。とりわけ、EU 顧客向けクラウド/API、生成画像・動画、採用・与信・保険価格付け、医療・モビリティ、機械・ロボット系は、影響が先に来ます。[4]

## 公式文書からみた暫定合意の骨格

本レポートの一次資料は、Council of the European Union[5]、European Parliament[6]、European Commission[7]の公表物です。実務上もっとも重要なのは、理事会の、議会の、委員会の、委員会の、公開済みの理事会交渉方針文書である、および現行 AI Act の公式解説であるです。現行法の原文は [url](#) [EUR-Lex ELI](#) <https://data.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj> で参照できます。[8]

また、理事会の Coreper agenda では、**RAT 9034/26** が “Analysis of the final compromise text with a view to agreement” として 2026 年 5 月 13 日の議題に付されており、暫定合意の法文ベースが少なくとも理事会文書番号レベルでは特定されています。以下の比較表は、7 May の各機関プレスリリースと、公開された理事会交渉方針文書 7322/26 を突き合わせて、実務に必要な範囲で再構成したものです。[9]

公式文書を総合すると、今回の暫定合意の核は五つあります。第一に、高リスク AI の適用開始時期を固定日付で延期したこと。第二に、非同意の性的・親密コンテンツ生成や CSAM 生成を新たに禁止したこと。第三に、AI 生成コンテンツのマーキング義務の実装猶予を短く確定したこと。第四に、AI Office の管轄整理と執行権限の強化を進めたこと。第五に、医療機器・玩具・昇降機・機械・水上機器などの業法と AI Act の重複を整理しようとしたことです。逆に言えば、AI Act の

リスクベース構造、域外適用、GPAI 規律、高リスク AI の基本義務、罰則アーキテクチャは維持される前提で読むべきです。[10]

罰則については、7 May の公式資料は新しい金額水準を打ち出していません。他方、現行 AI Act の公式 FAQ と 2024 年の委員会発表は、**禁止行為で最大 7% 又は € 35m、その他義務違反で最大 3% 又は €15m、虚偽情報提供で最大 1.5% 又は €7.5m** という閾値を示しています。理事会の公開交渉文書では、AI Office が一部案件で Article 99 の罰則枠組みを使う設計が追加されているため、**少なくとも企業側は“罰則が軽くなった”と考えるべきではありません**。むしろ、執行の入口が整理され、EU レベル監督が一部強まるとみるべきです。[11]

## 現行法と暫定合意の比較

以下の表は、「**現行 AI Act (2024 年 8 月 1 日発効)**」と「**2026 年 5 月 7 日暫定合意後の姿**」を、企業実務に効く論点に絞って比較したものです。条文番号は、公式プレスリリースに明示されたもの、または理事会の公開交渉文書 7322/26 に現れるものを中心に置いています。[12]

条項・論点	現行	暫定合意後	影響（企業向け）	根拠
高リスク AI の適用日程（主に Art. 113 / Chapter III）	原則は 2026 年 8 月 2 日から全面適用。例外として、規制製品組込み型の高リスク AI は 36 か月後の 2027 年 8 月 2 日。	Annex III 系の stand-alone 高リスク AI は <b>2027 年 12 月 2 日</b> 、Annex I 系の製品組込み型は <b>2028 年 8 月 2 日</b> に固定延期。	日本企業のソフトウェア/サービス側は約 16 か月、製品組込み側は約 12 か月の追加準備時間。ただし正式採択までは現行日程を捨てない。	[13]
新しい禁止類型（Art. 5）	禁止 AI は存在したが、 <b>非同</b>	上記二類型を新たに禁止。理事会交渉文書で	画像/動画生成、アバター、セル	[14]

条項・論点	現行	暫定合意後	影響（企業向け）	根拠
	<p>意の性的・親密コンテンツ生成や <b>CSAM</b> 生成は明示列挙されていないかった。</p>	<p>は 2027 年 2 月適用案だったが、7 May 合意では関連透明性対応と並び 2026 年 12 月前倒し方向で整理。</p>	<p>フィー加工、SNS・広告クリエイティブ、UGC ツールは、<b>濫用防止・拒否・削除・通報</b>まで含む対策が必要。</p>	
<p>生成 AI コンテンツのマーキング (Art. 50(2))</p>	<p>Article 50 の透明性義務は 2026 年 8 月 2 日適用。生成 AI システム提供者は、人工生成・改変コンテンツを機械判読可能な形式で識別可能にする必要。</p>	<p>透明性ソリューション実装の猶予は <b>2026 年 12 月 2 日</b> まで。理事会によれば、猶予は 6 か月案から 3 か月へ圧縮。</p>	<p>日本の生成 AI、広告、メディア、SaaS は、<b>最初の現実的ハードデッドラインが 2026 年 12 月 2 日</b> になる。</p>	[15]
<p>センシティブデータとバイアス検知・是正 (現行 Art. 10(5) 周辺)</p>	<p>現行法では、主として高リスク AI の提供者に、厳格条件下で特別カテゴリーデータ処理を許容</p>	<p>理事会は <b>strict necessity</b> 基準の復活を明示。議会は、適切な保護措置の下で高リスク・非高リスク双方のバイアス是正を扱うと説明。</p>	<p>「AI Omnibus で GDPR が緩くなった」という理解は誤り。<b>DPIA</b>、<b>アクセス統制</b>、<b>削除</b>、<b>目的限定</b>、<b>ログ</b>が必須</p>	[16]

条項・論点	現行	暫定合意後	影響（企業向け）	根拠
EU データベース登録（self-exempted Annex III）	。高リスクに当たらないと自己評価した Annex III 系でも、現行では登録・文書化義務が前提。	委員会提案の削除案は維持されず、 <b>登録義務は復活・維持</b> 。	。日本企業は「狭い用途だから高リスクではない」と判断しても、 <b>その判断の開示・証跡化</b> が必要。	[17]
サンドボックスと実環境テスト（Art. 57, 60, 60a）	AI Act は国レベルの AI 規制サンドボックスと実環境テスト制度を予定。	国レベルサンドボックス整備期限は <b>2027 年 8 月 2 日</b> に延期。委員会と議会は、EU レベル・サンドボックスや実環境テストの拡充も強調。	日本の実証実験・パイロット導入は利用余地が広がる。EU 顧客との共同 PoC や医療・産業用途の <b>規制対話の窓口</b> として重要。	[18]
製品安全法との重複整理（Annex I / sectoral law）	医療機器、玩具、昇降機、機械などは、AI Act と業法の二重対応が発生しやすい。AI が安全部品なら高リスク化。	理事会合意は、 <b>業法に同種の AI 固有要件がある場合、実施法で AI Act 適用を限定可能</b> とし、機械規則は AI Act の直接適用から外す妥協に到達。議会は <b>safety component</b> 概念の絞り込みも説明。	製造業には最も大きい論点。とはいえ <b>全面免除ではなく、重複部分の整理</b> にすぎない。品質保証・CE 関連の設計は残る。	[19]
SME/SMC 向け簡素化と罰	簡素化文書・罰則配慮は主	小規模中堅企業（SMC）にも一部特例を拡張	日本企業でも、EU 内オペレータ	[20]

条項・論点	現行	暫定合意後	影響（企業向け）	根拠
則配慮（Art. 3, 99）	に SMEs/スタートアップ向け。	。理事会公開文書では SMC 定義挿入と罰則モジュレーションを確認可能。	ーが SMC 定義に当たるなら恩恵あり。ただし大企業グループは自動的に恩典を期待しない方がよい。	
AI Office の監督・執行（AI Office supervision chapter）	現行はハイブリッド執行。各国当局が AI システムを、AI Office が GPAI モデル等を中心に監督。	同一提供者が GPAI モデルと AI システムを一体提供する場合などで <b>AI Office の監督権限を明確化・強化</b> 。理事会公開文書では情報要求、検査、コミットメント、非遵守決定等の権限を追加。	日本の「モデル提供+クラウド API+アプリ提供」型には、 <b>EU レベルの直接監督・調査対応</b> が現実化。	[21]
AI literacy（Art. 4）	提供者・デプロイヤーは 2025 年 2 月 2 日から AI リテラシーを確保する義務。	7 May 後の有力解説では、当初提案された大幅緩和は <b>合意文で前面に出ておらず、少なくとも実務上は現行維持前提が安全</b> 。	日本企業は研修停止ではなく、 <b>役割別研修・記録化</b> を継続すべき。	[22]

この比較表から見えるのは、三つの「戻し」です。第一に、AI Act の中核であるリスクベース構造は戻されていません。第二に、委員会提案が目指した一部の強い緩和、例えば self-exempted 高リスク AI の登録削除などは、三者協議で巻き戻されています。第三に、データ処理の緩和も「strict necessity への復帰」によって、かなり締め直されています。したがって、日本企業の受け止めとしては「AI Act が

大きく薄まった」ではなく、「期限は後ろにずれたが、説明責任の骨格はかなり残った」が正確です。[23]

## 日本企業への影響

AI Act の域外適用は、今回の暫定合意でも原則として維持されます。委員会 FAQ は、EU 内外を問わず、AI システムや GPAI モデルを EU 市場に出す者、EU で使用させる者、EU で使う者に法枠組みが及ぶと説明しています。したがって、日本企業にとって重要なのは「本社所在地が日本か」ではなく、EU への供給・提供・利用という接点があるかです。EU 向け SaaS、クラウド API、組込み製品、EU 子会社・販売代理店経由の提供、EU 顧客向けモデル微調整などは、典型的な視野に入ります。[24]

今回の暫定合意は、輸出入・提供サービス・クラウド利用・データ共有・サプライチェーンにそれぞれ別の形で効きます。輸出では、AI 搭載製品の CE・適合性評価・技術文書が、製品安全法との重複整理を踏まえて再設計されることとなります。提供サービスでは、GPAI や生成 AI 透明性義務が維持されるため、クラウド/API 提供者は 2026 年 12 月までの透明性対応が最前線となります。データ共有では、バイアス検知のためのセンシティブデータ処理が一定範囲で機能し得る一方、EDPB/EDPS は強い保護措置を求めており、法務・プライバシー・ML チームが共同で扱うべき論点です。サプライチェーンでは、OEM、モデル供給者、システムインテグレータ、EU 顧客の間で、誰が provider/deployer に当たり、誰が技術文書・ログ・修正義務を負うかを契約で割り振らないと、後で責任が宙に浮きます。[25]

## 業種別影響表

業種	典型ユースケース	影響の核心	実務上の優先対応	根拠
製造	産業機械、ロボット、昇降機、玩具、水上機器	Annex I 系は 2028 年 8 月 2 日へ後ろ倒し。業法との重複整理、機械規則との調整	製品安全法マッピング、適合性評価フロー再設計、AI 特有のログ/	[26]

業種	典型ユースケース	影響の核心	実務上の優先対応	根拠
	、AI 搭載制御	が最大論点。	人間監督/セキュリティ要求の責任分担。	
IT/クラウド	生成 AI API、社内向け AI 基盤、検索・対話 SaaS、モデル + アプリ一体提供	透明性義務は最速で 2026 年 12 月 2 日。GPAI 義務はすでに適用済みで、AI Office 監督が明確化。	システム・モデル在庫化、Article 50 実装、顧客向け利用条件改訂、モデル/アプリ一体提供時の EU 監督対応準備。	[27]
金融	与信、保険料率、不正検知、採用・人事評価	Annex III 系高リスクの代表領域。2027 年 12 月 2 日が主戦場。金融機関では一部国家当局管轄例外も明示。	高リスク分類評価、説明可能性・ログ・人間監督、モデル変更管理、委託先 AI 条項と監査権。	[26]
医療	診断支援、トリアージ、治療適否判定、医療機器ソフトウェア	医療機器は Annex I/業法重複整理の中心。センシティブデータとバイアス是正も密接。	QMS と AI ガバナンス統合、データガバナンス、臨床/性能評価、アクセス統制・削除・監査証跡。	[28]
自動運転/モビリティ	ADAS、運転支援、フリート安全、道路・交通インフラ連携	製品組込み AI として 2028 年対応色が強いが、用途により critical infrastructure との接点もあり得る。	車載/道路側の境界整理、セーフティケース、事故・インシデント報告線、サイバーセキュリティ連携。	[29]
広告/メディア	画像・動画・音声生成、アバター広告、ニュース自動生成	もっとも早く影響が来る。マーキング義務と性的ディープフェイク等の新禁止が前面。	ウォーターマーキング、コンテンツポリシー、本人同意・削除フロー、公開前レビューと	[30]

業種	典型ユースケース	影響の核心	実務上の優先対応 通報対応。	根拠
----	----------	-------	-------------------	----

中堅～大企業の観点では、コンプライアンス負担は「法務が新しい規制チェックを1本増やす」程度では済みません。要求されるのは、**技術的措置**としてのログ、モデル変更管理、データ品質・代表性、コンテンツマーキング、セーフティガード、アクセス制御、監査可能性と、**組織的措置**としての役割分担、AI リスク分類承認フロー、エスカレーション、教育、第三者監査・ベンダー管理です。これはAI 技術よりも、しばしば**製品安全・品質保証・情報セキュリティ・調達契約の横断設計**の問題になります。[31]

## 実務対応タイムラインとチェックリスト

以下は、公式要件から逆算した**実務推奨タイムライン**です。法文上の明文というより、7 May の機関公表、現行 AI Act の適用日、法律事務所の直後解説を踏まえた優先順位づけです。とくに「正式採択前は現行スケジュールが法的には生きている」という点を外さないことが重要です。[32]

### timeline

- title AI Omnibus 暫定合意を前提とした実務カレンダー
- 2026-05-07 : 暫定合意
- 2026-夏 : 正式承認・官報掲載・発効手続
- 2026-12-02 : 新禁止条項 / AI 生成コンテンツのマーキング対応
- 2027-08-02 : 各国サンドボックス整備期限
- 2027-12-02 : Annex III 高リスク AI 義務
- 2028-08-02 : Annex I 製品組込み AI 義務

図の読み方は単純です。**2026 年内は生成 AI 透明性と禁止コンテンツ、2027 年は stand-alone 高リスク AI、2028 年は製品組込み AI が中心**です。正式採択後にこの日程へ切り替わるとしても、直近のプロジェクト管理は今すぐ始める必要があります。[33]

## flowchart TD

- A[自社の AI システム/モデル/AI 搭載製品] --> B{EU で販売・提供・使用されるか}
- B -- いいえ --> Z[直接適用可能性は相対的に低い]
- B -- はい --> C{生成 AI/合成コンテンツを出力するか}
- C -- はい --> D[2026-12-02 までに透明性・マーキング対応]
- C -- いいえ --> E{禁止類型に触れうるか}
- E -- はい --> F[即時是正 + 新禁止条項対応]
- E -- いいえ --> G{Annex III 高リスク用途か}
- G -- はい --> H[2027-12-02 までに章 III 対応]
- G -- いいえ --> I{Annex I 製品組込みか}
- I -- はい --> J[2028-08-02 までに製品安全法と統合対応]
- I -- いいえ --> K[GPAI/限定リスク/契約・ログ・ガバナンス整備]

## 優先度つき実務チェックリスト

優先度

項目	具体的にやること
最優先	スコープ判定 EU 向け製品・サービス・子会社・販売経路・API・クラウド利用を棚卸しし、Annex III / Annex I / GPAI / Article 50 のどこに当たるかを一枚の台帳で可視化する。
最優先	役割整理 自社、EU 顧客、再販業者、SI、OEM、クラウド基盤提供者の役割を契約で明確化し、技術文書、ログ、事故対応、削除要請、監査対応の責任分担を文章化する。
最優先	生成 AI 透明性 合成画像・動画・音声・テキストのマーキング方式、ユーザー通知、ディープフェイク表示、保存方針、例外処理を実装計画に落とす。
最優先	禁止コンテンツ対策 非同意の性的・親密コンテンツや CSAM に対するモデルガイドルール、プロンプト制御、生成後検知、報告窓口、削除 SLA を整備する。

優先度

項目	具体的にやること
高	高リスク AI のギャップ分析 リスク管理、データ品質、技術文書、ログ、透明性、人間監督、精度・ロバスト性・サイバーセキュリティの現状評価を実施する。
高	データガバナンス バイアス検知でセンシティブデータを使う場合、strict necessity、代替不可能性、アクセス権、保存期間、削除、目的限定、DPIA/内部承認を残す。
高	AI literacy 開発、プロダクト、営業、法務、品質保証、CS 向けに職種別研修を設計し、受講記録・教材・更新履歴を保存する。
高	ログと監査証跡 モデル更新、プロンプト制御、ガードレール変更、インシデント、ユーザー通知、データアクセス権付与の証跡を監査ログとして残す。
中	製品安全統合 医療機器、玩具、機械、昇降機などでは、AI Act と業法の要件マトリクスを作り、重複部分と追加部分を区別する。
中	サンドボックス戦略 EU 内の実証・臨床・PoC・規制対話の候補案件を洗い出し、国レベル又は EU レベル・サンドボックスの利用可能性を確認する。

このチェックリストから導ける推奨ドキュメントは、少なくとも次の八点です。

**AI 適用台帳、法的分類メモ、リスク評価書、データガバナンスポリシー、技術説明責任文書、監査ログ仕様、インシデント/苦情対応手順、ベンダー・顧客向け契約条項集**です。高リスク AI を EU へ出す可能性がある企業では、これに**適合性評価準備ファイル、基本権影響評価支援様式、モデル更新管理記録**を追加しておく、2027 年以降の負荷が下がります。[34]

## 専門家・法律事務所・業界団体の見解

二次資料の見解は、大きく「期限延長は歓迎、ただし根幹は残る」派と、「簡素化が権利保護を傷める」派に分かれます。前者は法律事務所・産業界、後者は消費者団体・データ保護当局・一部研究者に多い構図です。EPRS のブリーフィングは、GSMA/Connect Europe が AI literacy 緩和や登録削除を歓迎した一方、BEUC、EDPB/EDPS、医療関係団体などが登録削除やセンシティブデータ処理拡張に警戒したことを整理しています。[35]

### 参考になる解説の整理

区分	出典	要点	実務上の使い方
日本語	<a href="#">Entity</a> organization, "Nishimura & Asahi", "japan law firm" <a href="#"></a>	2026 年初の時点でも「全体としてはそれほど大きな変更ではなく、着実な準備が必要」と整理。	経営陣への説明に使いやすい日本語要約。
日本語	<a href="#">Entity</a> organization, "Mori Hamada & Matsumoto", "japan law firm" <a href="#"></a>	Commission proposal 段階で、高リスク延期、バイアス対策用データ処理、透明性義務延期を整理。	条文ベースの論点洗い出しに有用。
日本語	PwC Japan Group <a href="#">[36]</a> <a href="#"></a>	AI Act だけでなく、GDPR・データ法・NIS2 等を含むパッケージとして把握すべきと指摘。	サプライチェーン・データ・インシデント規制を横断管理する視点に向

区分	出典	要点	実務上の使い方
英語	Travers Smith[37] —	7 May 合意直後に、固定日付、機械規則との重複整理、登録復活、ガバナンス変更を実務的に整理。	実務上の使い方 く。 期限管理と製造業影響の把握に有用。
英語	Hogan Lovells[38] —	「AI Act の基本構造は変わっていない。今すぐスコーピングとガバナンス整備を」と強調。	役員向けのメッセージとして使いやすい。
英語	DLA Piper[39] —	正式採択前は元の2026年8月2日を前提に備えるべきと警告。	「準備を止めない」ための法務根拠。
公的専門機関	European Data Protection Board[40] / European Data Protection Supervisor[41] —	簡素化は支持するが、基本権保護、DPAの関与、登録義務、AI literacy の維持を強く要請。	データ・人権・社内統制の厳しめ解釈の基準点。
業界・消費費	BEUC[42] — / GSMA[43] と Connect Europe[44] の立場は EPRS ブリーフィングで整理された。	産業界は簡素化を歓迎、消費者団体はスコープ後退と権利保護の弱体化を懸念。	社外説明資料で両論併記する際のバランス源

区分 出典	要点	実務上の 使い方
者		。

上のうち、日本企業の経営判断に最も直結する組み合わせは、一次資料の 7 May 三機関リリースに、Travers Smith・Hogan Lovells・DLA Piper の即時解説、そして EDPB/EDPS の慎重論を重ねる読み方です。つまり、期限は延びたが、手を緩めるべきではない、とくにデータ処理と高リスク分類は守りを固めるべき、という結論になります。[45]

学術・政策研究としては、が提案段階の全体像と論点对立を最もコンパクトに整理しています。また、やは、Digital Omnibus を含む EU のデジタル法スタック全体との交錯を考える上で参考になります。後者はエージェント型 AI のような新しい実装形態まで含めて、AI Act 単独ではなく、GDPR、CRA、DSA、Data Act 等と一緒に読むべきだという視点を与えます。[46]

## 結論

今回の AI Omnibus 暫定合意は、AI Act の撤退ではなく、実装可能性を高めるための再配線です。高リスク AI の期限は後ろへずれ、製品安全法との重複はある程度整理され、AI Office の執行構造も明瞭化しました。しかし同時に、性的ディープフェイクや CSAM への新禁止、self-exempted 高リスク AI の登録維持、strict necessity 基準の復活が示すように、EU は「簡素化」と「安全・基本権保護」を両立させようとしており、企業の説明責任を大きく緩めたわけではありません。[47]

経営者向けに一文で言えば、**2026 年 12 月 2 日・2027 年 12 月 2 日・2028 年 8 月 2 日**という三つの節目を軸に、AI を“製品・サービス・データ・契約”の四面体で管理する体制へ移るべき局面です。日本の中堅～大企業は、少なくとも次の問いに Yes で答えられる状態を目指すべきです。自社の AI 在庫は見えているか。EU 向け生成 AI には透明性対応計画があるか。高リスク候補案件は特定済みか。センシティブデータ利用は厳格必要性で説明できるか。EU 顧客・EU 子会社・委託先

との契約で役割と証跡が定義されているか。これらが揃っていなければ、スケジュール延期の恩恵は小さく、逆に正式採択後の準備不足が一気に顕在化します。

[48]

☒ navlist ☒ 関連報道 ☒ turn43news39 ☒

---

[1] [2] [5] [8] [10] [12] [23] [25] [32] [33] [40] [43] [45] [47]

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/05/07/artificial-intelligence-council-and-parliament-agree-to-simplify-and-streamline-rules/>

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/05/07/artificial-intelligence-council-and-parliament-agree-to-simplify-and-streamline-rules/>

[3] [4] [7] [11] [13] [15] [18] [19] [21] [22] [24] [26] [27] [28] [30] [34] [36] [37] [38] [48]

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/navigating-ai-act>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/navigating-ai-act>

[6] [17] [35]

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2026/782651/EPRS\\_BRI%282026%29782651\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2026/782651/EPRS_BRI%282026%29782651_EN.pdf)

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2026/782651/EPRS\\_BRI%282026%29782651\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2026/782651/EPRS_BRI%282026%29782651_EN.pdf)

[9] [42] <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9143-2026-REV-1/en/pdf>

<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9143-2026-REV-1/en/pdf>

[14] [29] <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/artificial-intelligence-act/>

<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/artificial-intelligence-act/>

[16] [41] <https://www.morihamada.com/ja/insights/newsletters/130421>

<https://www.morihamada.com/ja/insights/newsletters/130421>

[20] [44] <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7322-2026-INIT/en/pdf>

<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7322-2026-INIT/en/pdf>

[31]

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip\\_24\\_4123/IP\\_24\\_4123\\_EN.pdf](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_24_4123/IP_24_4123_EN.pdf)

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip\\_24\\_4123/IP\\_24\\_4123\\_EN.pdf](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_24_4123/IP_24_4123_EN.pdf)

[39] [46]

[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS\\_BRI%282026%29782651](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI%282026%29782651)

[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS\\_BRI%282026%29782651](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI%282026%29782651)